

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成27年12月14日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成27年12月14日（月曜日）

午前9時58分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第4号 平成27年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

議案第14号 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第15号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてのうち

議案第16号 財産の処分について

議案第20号 指定管理者の指定について

議案第21号 指定管理者の指定について

議案第22号 指定管理者の指定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②第五次熊本県環境基本計画について
- ③生物多様性くまもと戦略の見直しについて
- ④第4期熊本県廃棄物処理計画について
- ⑤第4次熊本県男女共同参画計画の策定について
- ⑥熊本県人権教育・啓発基本計画（第3次改定）について
- ⑦阿蘇採石場の終掘に向けた取組みについて
- ⑧荒瀬ダム撤去について

出席委員（8人）

委員長 田代 国 広

副委員長 氷 室 雄一郎

委員 西岡 勝 成

委員 村上 寅 美

委員 鎌田 聡

委員 坂田 孝 志

委員 松村 秀 逸

委員 中村 亮 彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田代 裕 信

政策審議監 宮尾 千加子

環境局長 坂本 孝 広

県民生活局長 中園 三千代

環境政策課長 家入 淳

首席審議員兼

水俣病保健課長 田中 義 人

水俣病審査課長 藤本 聡

環境立県推進課長 佐藤 美智子

環境保全課長 川越 吉 廣

自然保護課長 川上 信 久

首席審議員兼

廃棄物対策課長 岡田 浩

くらしの安全推進課長 開田 哲 生

消費生活課長 前野 弘

男女参画・協働推進課長 大谷 祐 次

人権同和政策課長 中富 恭 男

商工観光労働部

政策審議監兼商工政策課長 奥 菌 惣 幸

商工労働局長 伊藤 英 典

新産業振興局長 渡辺 純 一

観光交流経済局長 小原 雅 晶

商工振興金融課長 原山 明 博

労働雇用課長 松岡 正 之

産業人材育成課長 石貫 秀 一

産業支援課長 古森 美津代

エネルギー政策課長 村井 浩 一

企業立地課長 寺野 慎吾
観光課長 満原 裕治
国際課長 磯田 淳
くまもとブランド推進課長 成尾 雅貴
企業局

局長 五嶋 道也
次長兼総務経営課長 福島 裕
工務課長 武田 裕之
労働委員会事務局

局長 白濱 良一
審査調整課長 平井 貴

事務局職員出席者

議事課主幹 黒岩 雅樹
政務調査課主幹 福島 哲也

午前9時58分開議

○田代国広委員長 おはようございます。ただいまから、第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順に受けたいと思います。

なお、執行部の説明は着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、田代環境生活部長。

○田代環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1

議案、条例等関係2議案の合計3議案でございます。

まず、平成27年度熊本県一般会計補正予算でございますけれども、総額2,400万円余の増額補正をお願いしております。

その内容としましては、平成26年度の公害健康被害補償給付事務費交付金の交付額確定により生じた超過交付金額を国へ返還するための経費、同じく平成26年度を期限として造成しました環境保全基金の海岸漂着物対策推進事業の精算により生じた残金を国へ返還するための経費でございます。

これらによりまして、特別会計を含めた環境生活部の予算総額は、275億9,600万円余となります。

また、来年度の委託契約に係ります債務負担行為の設定や補助事業等の繰越明許費につきましてもお願いをしております。

次に、条例等議案でございますけれども、第16号議案の財産の処分についてにつきましては、テトリアくまもとビルの地下3階駐車場の売却、第20号議案の指定管理者の指定につきましては、企業局に係ります熊本県営有料駐車場等の指定管理者の指定議案を提出するものでございます。

このほか、水俣病対策の状況についてなど6件につきまして御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が御説明を申し上げます。

なお、第20号議案の指定管理者の指定の内容につきましては、後ほど企業局のほうから御説明いたしますので、あわせてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

平成27年度繰越明許費でございます。

金額は、中ほどに書いてございますとおり8,200万円でございます。これは、環境・福祉モデル地域づくり推進事業といたしまして、本年度津奈木町が整備をいたします交流拠点センターへの補助でございます。設計に時間を要しましたことから、28年度に工事費の繰り越しをお願い申し上げます。

保健課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

3ページをお願いいたします。

公害保健費につきまして、右側の説明欄にありますように、公害健康被害補償給付支給事務費の精算に伴う返納金として799万4,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、認定審査会や検診などの水俣病認定業務に必要な経費については、毎年、その2分の1を国が事務費交付金として支給することとなっております。

今回の返納金は、平成26年度の国の事務費交付金の交付額確定に伴い、昨年度は認定審査を実施できていなかったことなどから、経費の支出実績が見込みを下回ったことによるものです。毎年12月補正において、交付額確定に伴う国への交付金として計上させていただいております。

水俣病審査課は以上です。よろしく願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

右の欄に記載のとおり、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきまして、繰

越明許費2億3,200万円の設定をお願いするものです。

この事業は、災害時の防災拠点や避難施設に太陽光発電等を整備する市町村等に対して補助を行うものですが、5市町村において、翌年2月以降の工事完了を予定しており、太陽光パネルの納期おくれなどにより事業完了が翌年度となることを見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、大気汚染監視業務と海域水質環境調査業務の次年度の実施につきまして、それぞれ限度額276万8,000円と1,553万1,000円の設定をお願いするものでございます。

大気汚染監視業務は、PM2.5や有害大気汚染物質の成分分析のうち、県の保健環境科学研究所で分析できない項目を民間委託するものでございます。

海域水質環境調査業務につきましては、海域の環境基準点50地点につきまして、原則として毎月1回船を出して採水し分析をする業務を民間委託するものでございます。

両事業ともに、4月から年間を通じての調査でございますので、契約事務等を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

今年度から始まりました国立公園内の県有公園施設の国際化・老朽化対策を行う事業につきましては、初めての事業ということで制

度設計等に時間がかかったためでございます。

また、8月の台風災害で被災しました県有公園施設の災害復旧に係る経費につきましては、災害査定等の手続がおくれ、工事着手がおくれているため、繰越明許費の設定をお願いしているものでございます。

自然保護課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岡田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

補正予算でございます。

環境整備費につきまして1,600万円余の増額をお願いするものでございます。

これは右側の説明欄にありますように、平成26年度を期限といたしまして、海岸漂着物の回収、処理を目的に、国の補助金をもとに造成いたしておりました環境保全基金の精算に伴う返納金でございます。

8ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

これは、公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路整備事業に係る繰り越しでございます。

この事業は、南関町から受託して行います町道整備事業で9,000万円を繰り越すものでございます。

繰り越しの理由といたしましては、町が行いました用地の買収に時間を要しましたために、道路改良工事等の期間を確保できなかったことにより繰り越すものでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

財産の処分についてお願いしております。

説明につきましては、10ページの財産の処分の概要により説明させていただきます。

処分する財産は、熊本市中央区手取本町に所在いたしますテトリアくまもとビル地下3階の駐車場です。土地につきましては、全体敷地面積が5,158.81平米のうち、県の共有持ち分3.5507%、建物については、県が区分所有する地下3階専用部分3,140.37平米でございます。

平成9年の手取本町地区市街地再開発事業において取得した経緯がございまして、平成14年のテトリアくまもとビル供用開始以降現在に至るまで、株式会社鶴屋百貨店等へ継続して貸し付けております。

また、建物の特殊な構造上の理由により、鶴屋百貨店が所有いたします地下2階駐車場及び隣接の鶴屋パーキングビルと一体的に運用されている状況です。

当該財産につきましては、貸付先である鶴屋百貨店から買い受け申し出があり、今般、県として保有することの必要性について財産審議会等で検討してまいりましたが、他に公共利用の予定がないことや構造上特殊な施設であるため、利活用の方法が鶴屋百貨店の管理下での駐車場に限定されていること、さらには、供用開始から15年が経過しているため老朽化が始まっていること等のために、現時点で処分することが適当と判断いたしました。

売却の相手方につきましては鶴屋百貨店を予定しており、価格については3億8,200万円を予定しております。

なお、建物につきましては、消費税約1,666万円余が含まれておりますが、それも県の収入になることになっております。

御審議方よろしくお願いたします。

○田代国広委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を、続いて担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いいたします。

初めに、奥菌政策審議監。

○奥菌政策審議監 高口部長が欠席のため、代理で説明させていただきます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

内閣府が11月25日に発表いたしました月例経済報告では、「個人消費は、総じてみれば底堅い動きとなっている」とされており、全国的な景気は、「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされております。

また、景気の先行きにつきましては、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やか」に回復していくことが期待されるものの、「中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」とされております。

一方、日銀熊本支店が先月発表しました金融経済概観では、「県内の景気は、基調的には緩やかな回復を続けている」とされております。

個々の分野を見てみますと、個人消費につきましては、一部に弱目の動きを残しつつも、雇用・所得環境の緩やかな改善を背景に底がたく推移しております。

製造業の生産につきましては、新興国経済の減速の影響が一部に及んできているものの、スマートフォン及び自動車向け半導体を中心にフル生産を続けるなど、本県の製造品出荷額の主力を担う半導体、自動車関連を中心に全体として回復基調を続けております。

雇用情勢につきましては、県全体では有効求人倍率が昨年8月以降15カ月連続で1倍を超えるなど、労働需給面では高い水準が続いております。さらに、県内の各地域を見ますと、菊池地域の1.64倍を最高に7地域で1倍

を超えておりますが、上益城地域の0.79倍を初めとして、天草、球磨の3地域で1倍を割り込んでおり、地域によっては依然厳しい状況が続いております。

このような中、商工観光労働部としましては、引き続き、県内中小企業・小規模事業者への支援を図るとともに、労働者に対するセーフティーネットの充実に努めてまいります。

また、国、地方挙げて進めている地方創生に向けた動きを踏まえながら、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例等関係4議案でございます。

予算関係議案でございますが、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の補正4件及び繰越明許費1件でございます。

条例等議案につきましては、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について3件でございます。

そのほか、阿蘇採石場の終掘に向けた取り組みについて御報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料の14ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加としまして、しごと相談・支援センター関係業務で1,086万円余を

お願いしております。

これは、しごと相談・支援センターで実施しております求職者に対するカウンセリング業務と仕事探しに関連します保育や住宅などの生活関連の相談業務を民間事業者に委託するものでございます。

委託に当たりましては、4月1日からの業務を予定しておりますので、事務に必要な手続を考慮し、今議会での債務追加をお願いしたいと考えております。

労働雇用課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

資料の18ページをお開きください。

第14号議案勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例案は、右側19ページの1、条例改正の趣旨に記載しておりますとおり、本年10月1日施行となりました勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律により、職業能力開発促進法が一部改正されたことに伴う4つの関係条例の規定を整理するものでございます。

法律改正の内容は、青少年の適性や技能及び知識にふさわしい職業の選択や職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることといたしまして、個人の経歴や能力開発、向上の履歴等を記載しました職務経歴等記録書いわゆるジョブカードの普及促進に努めるという条文が15条の4として新たに追加されました。その追加に伴い、従前の15条の4から15条の7までの条文が1条ずつ繰り下がりました。

この法律の条文の繰り下がりに伴いまして、2の改正の内容に記載しております(1)から(4)までの4つの関係条例の中で、職業

訓練等に関する規定が、法律の第15条の6として引用されておりましたものが、条ずれとなりましたことから、第15条の7として整理を行う必要になったものでございます。内容そのものの変更はございません。

産業人材育成課は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の15ページをお願いします。

繰越明許費です。

阿蘇採石場の防災対策事業について3,200万円の繰り越しをお願いしております。

これは、阿蘇採石場の平成28年12月末の終掘に向けて、防災上の観点から排水路工事を実施するものです。工事予定地において測量調査を行った結果、登記図面との不整合の箇所があり、地権者への説明と地積の更正に時間を要しました。このため、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものです。

なお、阿蘇採石場の終掘に向けた取り組みにつきましては、後ほど報告の中で説明いたします。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○寺野企業立地課長 資料20ページをお願いします。

第15号議案熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例について御説明します。

概要により御説明したいと思っておりますので、申しわけございませんが、資料24ページをお開きください。

本県におきましては、産業振興を図ることを目的に、県内に工場等を新設し、または増設したものに対し、これは誘致企業、地場企業ともどもですが、県税の課税免除もしくは不均一課税を行っておりますが、課税免除等

を行うに当たりましては、熊本県工場等設置奨励条例において、対象となる適用工場等を指定することとしております。

1の条例改正の趣旨は、地域再生法の一部改正及び関係省令が本年8月に施行され、地方拠点の強化拡充を行う事業者に対しまして、地方公共団体が地方税の不均一課税を行った場合、その減収に対して地方交付税により補填措置が講じられることとなったことを受けまして、関係条例の規定を整備するものでございます。これは、さきの9月議会で御報告しました地方創生を進めるための企業の本社機能の移転拡充に関するものでございます。

2の主な改正内容は、(1)アに記載しておりますとおり、県税の不均一課税に伴う措置の対象となる区域に地域再生法に基づく地方活力向上地域を追加するものでございます。

地方活力向上地域につきましては、既存の計画や人口集中地区、産業集積などを考慮し、市町村と協議の上、県の地域再生計画において地域の設定を行っております。本県の地域再生計画は、去る11月27日に国から認定を受けたところでございます。

次に、イに記載しておりますとおり、同じく県税の不均一課税に伴う措置の対象となる施設を追加するものでございます。

2の(2)に記載しております熊本県税特別措置条例につきましては、所管の総務常任委員会において審議されますので、この場での説明は省略いたします。

企業立地課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○満原観光課長 観光課でございます。

委員会説明資料の16ページをお願いいたします。

観光統計パラメータ調査事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、全国統一の共通基準に基づく観光

入り込み客統計に必要な基礎データの収集及び調査に係る業務委託に係る経費でございます。

この調査は、年4回調査日を設けて行うのですが、連休、盆、正月などの観光入り込み客が多い日を避けることとしております。そのため、春期の調査は5月の連休を除く前後の休日となるわけですが、4月に入って契約を行い、調査員などの確保数などの事務事業の流れを考えると、非常にタイトなスケジュールになりますので、的確な調査を実施できないおそれがあります。

そのため、3月中に準備できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課です。

同じく資料17ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加について2件でございます。

まず、上段ですが、伝統工芸館管理運営業務でございますが、第3期分、平成28年4月から平成32年3月までの5年間の指定管理委託料といたしまして、3億9,000万円余を計上するものでございます。

次に、下の段でございますが、熊本産業展示場中央監視設備改修事業についてですが、本件に関しましては、さきの6月議会におきまして、本年度事業として、熊本産業展示場の中央監視システム更新に係ります設計費を御承認いただいたところでございます。

当該更新工事につきまして、今年度中に発注契約を行い、来年12月に完了をする必要があるため、工事費用といたしまして1億6,800万円を計上するものでございます。

次に、資料25ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました熊本県伝統工芸

館の第3期指定管理者について、指定管理制度に基づきまして、資料記載のとおり指定するものでございます。

選定の経緯等につきましては、26ページから27ページのとおりでございます。

現在の指定管理者であります一般財団法人熊本県伝統工芸館が、ここに掲げられているところでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

同じく議案第22号といたしまして、指定管理者の指定についてですが、熊本産業展示場の第3期指定管理につきまして、指定管理制度に基づき、記載資料のとおり指定するものでございます。

選考の経緯等につきましては、29ページ、30ページのとおりでございます。

こちら、現在の指定管理者であります熊本産業文化振興株式会社のほうが、こちらのほうに掲げているところでございます。

くまもとブランド推進課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 次に、企業局長から総括説明を、続いて担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、五嶋企業局長。

○五嶋企業局長 企業局でございます。

今回、企業局から御提案申し上げております議案は、予算関係1議案と条例等関係1議案でございます。

予算関係議案につきましては、平成27年度熊本県電気事業会計補正予算第1号としまして、来年度の年間委託契約に係ります債務負担行為の設定をお願いしております。

条例等関係議案につきましては、先ほど環境生活部長から説明のありました有料駐車場事業に係る指定管理者の指定について提案し

ております。

このほか、その他報告事項といたしまして、荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況について御報告させていただきます。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福島企業局次長 企業局から御提案申し上げております議案の内容について御説明申し上げます。

今回は、予算関係議案としまして債務負担行為の設定1件と、条例等関係議案として指定管理者の指定1件をお願いしております。

説明資料の31ページをお願いいたします。

電気事業会計に係ります債務負担行為の設定でございます。

これは、発電総合管理所の建物清掃業務委託等につきまして、限度額253万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、説明資料戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

有料駐車場事業に係ります指定管理者の指定についてでございます。

これは、指定管理者制度に基づきまして、日本パーキング株式会社を熊本県有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の管理運営業務の指定管理者に指定するものでございます。

なお、選定の経緯につきましては、資料12ページから13ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 廃棄物対策課の海洋の漂着

物の件でちょっとお尋ねしたいんですが、発泡スチロールが波で砕かれて小さくなって、それが生物にいろいろな影響をするというような話を聞いてたんですけれども、私たちも海岸に住んでますと、テトラポッドの中に発泡スチロールが入り込んで、もう取れないんですね、人の力ではどうしても。そこで波にもまれてだんだんだんだん小さくなって、ますます回収できないような状況が海岸にはいっぱいあるんですけれども、その辺の対策と、国庫返納金と書いてありますが、実際にそういう微粒子化した漂着ごみの生物への影響等について何かありますか。

○岡田廃棄物対策課長 環境への影響という細かい点につきましては、ちょっと今ここで知見は持ち合わせておりませんが、漂着物につきましては、海岸に漂着するもの全てを清掃の対象といたしておりますので、ちょっと取りにくいというふうな御紹介もございましたが、一応清掃事業については、それはもう全て対象に作業を行っているというふうに聞いております。

○西岡勝成委員 先ほども言いましたように、テトラポッドの中に入り込んだところは、もう到底じゃないけれども人も入れぬですね。ああいうのは、何かバキュームみたいなぱつと吸うような形かなんかとらないと、ただ、バキュームも、そんなに入れるような――防波堤の外側にずっとテトラポッドを置いてあるわけですから簡単にはいかないと思いますけれども、あの回収方法を何か考えないと、だんだんだんだん発泡スチロールがテトラポッドの中に入り込んで、台風とか大きなしけの波で洗われると、だんだんだんだん小さくなるんですね。それが海岸にまた漂着していくような状況がずっと続いていますので、その辺の調査といいますか、原因も、特に天草あたりは魚類養殖業者が多いので、

浮きの大きな発泡スチロールがいから離れて漂着して、それが海岸に着くという場合が多いので、ぜひ、その辺は非常に環境に将来的に影響する話なので、これはもう日本全国の海岸どこでも言えるという話だと思えますけれども、その辺の対応策あたりもぜひ考えていただきたいと思います。

○坂本環境局長 その件に関しては、昨年からは、西岡委員のほうからもずっと御指摘をいただいておりますので、私どもも、そういう事案については、いろんな場所を見に行かせていただいております。

その中で、水産部局のほうに対しましても、今先生がおっしゃったいから離れるもの、それと漁船を港にとめるときの横に下がってるやつとか、それがあつたりとか、またはトロ箱ですね。それが結構散見されますので、その辺について、水産部局にも十分対応していただくように、今お願いをしているところです。

○岡田廃棄物対策課長 現在実施しております海岸漂着物の対策の推進事業でございますが、今年度から、これまで漂着物のみを対象にしておりましたが、漂流ごみ及び海底ごみについても、この事業の対象というふうになっております。この点御紹介いたします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 5ページで環境保全課ですけれども、大気汚染監視業務のお話でしたが、PM2.5が非常に中国の北京のほうじゃ赤色警報ですか、出ている状況があるというふうに報道で聞いてますけれども、県内の状況が今どういう状況なのか。

それと、今回この説明があつたやつは、民間委託する分ということで大気汚染監視業務ありますけれども、これはまあそういったP

M2.5のお話もございましたが、そういったことがあって、こういったやっぱり民間委託というのが必要になってきているのかどうか、その辺の話もちょっと教えていただきたいと思います。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

御承知のように、北京のほうの状況は、非常にPM2.5の濃度が高いというような状況が続いておりますが、県内の状況につきましては、先ほど私データを見てきたんですが、1桁台もしくは10幾つというような低い状況でございます。この辺につきましては、気象条件等も関連してきますので、現在のところ県内については低いというような状況でございます。

それから、PM2.5等の外部委託の部分でございますが、これPM2.5につきましては、成分分析の中で、炭素成分といいまして、有機炭素であるとか、元素炭素であるとか、保健環境科学研究所のほうでできない成分について外部委託をやる。あと、4成分、無機元素成分あたりは、保健環境科学研究所のほうでやっておるということでございます。

このPM2.5の成分分析につきましては、その成分によって、例えば中国から来るやつあたりは、硫酸化物あたりが濃度が高い。日本の工場から排出されるやつについては、そういう煤煙規制が厳しくなっておりますので、排出量は少ないというような、そういう成分の比率等によって、例えば大陸のほうからやってきている部分があるんじゃないかとか地元で発生しているんじゃないかというような成分分析については、これは従来よりやっておるというところがございます。

以上です。

○鎌田聡委員 現状では、こちらのほうは低

いということでありまして、ただ、昨年とかの状況、その前の年ですかね、かなりやっぱり高い濃度のやつが来てたと思いますので、ぜひしっかり監視していただいて、あと県民に対してのそういった周知等はよろしくお願ひしたいと思ひますし、成分分析をやられているということでありまして、やっぱり中国のほうの要因が大きいというような今までの成分分析の結果、そうなっているんですかね。

○川越環境保全課長 成分分析につきましては、保健環境科学研究所のほうで解析のほうを行っております。今現在まで出ている報告の中で言いますと、まだ年間を通じて、春夏秋冬四季を通じての結果ではございませんが、県内のPM2.5濃度の約半分は越境流というような考え方もできるというようなところでございます。まだ年間を通じてのデータではございませんので、何とも言えないところでございますが、少なくとも半分程度は地場からの発生もあるということでございます。

○鎌田聡委員 年間通じてのやつがまだということでありまして、そういう状況も今ちょっと私も初めて聞いた状況で、これは全部向こうから来ているかなとずっと思ってたんですけども、そうでもないような状況がありますので、あとはやっぱりそういった排出ですね。県内企業に対しての事業者に対してのそういった警鐘を鳴らす部分もやっぱり必要になってくる可能性もありますので、しっかりとそういった分析ができた後の情報提供とか周知というのもぜひお願ひしておきたいと思ひます。

○村上寅美委員 これは労働雇用課長かな。

知事がアジアに向かって相当な営業努力をやっておられる反面、きょうあたりも香港か

らそういうことで香港線が成功したというような中で、この雇用問題についてちょっと教えてほしいんだけど、アジアあたりから雇用で研修に来る、このシステムというのをちょっと教えてほしいと思うんだけど。

○松岡労働雇用課長 外国人のいわゆる雇用につきましては、基本、在留資格で認められた期間、対象職種に限定してのみ認められており、いわゆる一般の労働者については認められていないということになっております。採用する場合には、事業主はハローワークに届けることが義務づけられております。

○村上寅美委員 それで、最初言ったように、一般は、ハローワークの前に一般としては禁止していると。どういう形ならば、国や県が——雇用対策というか、研修というか、システムは一本かね、それは。

○松岡労働雇用課長 少しデータも含めてちょっと御紹介いたしますが、今熊本県内に外国人労働者数は4,400人余りおります。その具体的ないわゆる在留資格ということで申し上げますと、技能実習による労働者が約2,500人で、半分強の方が技能実習でおいでになっております。国別では、中国の方が最も多く2,400人余りで、全体のこれも5割強というふうになっております。

○村上寅美委員 技能実習ということを要請すれば、もちろん検査、いろんな入国の資格というのはあると思うんだけど、技術をマスターしたいというようなことで申請すれば、一応何もなければ認めるわけ。俺が言ってるのは熊本県が何人とかじゃないんだよ、俺が言ってるのは。システムをゼロから教えてほしいと言ってるんだよ。手順の問題たいね。

○松岡労働雇用課長 大変申しわけありませ

ん。

外国人の採用に当たっての手續につきましては、県のほうで実務的な手續は、済みません、やっておりますので、十分なお答えができるかちょっとわからないんですが……（村上寅美委員「国だね」と呼ぶ）基本は、入国は法務省の所管で、対象者は、在留資格の要件というのは入国管理局のほうで手續をしております。

○村上寅美委員 それはわかった。入国管理局はわかったけど、この技能実習あたりは4,400人は入ってきているわけだね。現在熊本だけでもね。これはデータの問題だけね。だから、そういう人たちは、ハローワークに申し出して、そして国のほうで審査をするということだから、その審査にももちろん合格しなきゃいけないけど、まあ簡単に言えばそういうことかね。そして、合格したから県のほうにつなぐわけね。県のほうでは全然チェックはできないの、都道府県では。

○松岡労働雇用課長 県のほうでそういう実務を全く行っておりませんので、手續的なものということであればですね。

○村上寅美委員 届け出もないの。

○松岡労働雇用課長 国に届け出をするだけになっております。ハローワークのほうです。ね。

○村上寅美委員 それは、犯罪とか、いろんな今度は私生活の中とか、それから立地の問題とかで、把握は全然してない、事件があったら警察というような形になってしまうということだけど、ここを把握するんじゃないかと、やっぱり企業あたりの届け出あたりは義務制があつていいんじゃないのかなと思うけどな。その点は全然考えてない。

要するに、僕が言っているのは、これだけ知事が、アジアに向かって、人事交流、それから物流、そういうことをやる。その第1ステップとしては、国際便が、30年ぶりにソウル1本等が、これが台湾とそれから香港が定期便就航というようなことだから、非常にこれからますます交流が出てくると思うんですよ。

だから、そういうとき、やっぱり予防的措置というか——それから、雇用問題が、日本全国ニートとかそういうものはふえて、逆に雇用対策で人手が足りないというのが現状なんです。だから、技能実習ということで、これは3年ぐらいに限定されてるのかな。そういうところはわからない、県では。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

技能実習制度につきましては、今、村上委員おっしゃったとおり、3年が上限となっております。まず最初1年目に研修生として受け入れをします。研修を1年間やった後、外国人のための技能検定基礎2級、基礎3級という検定制度がございます。その検定に合格した場合には、2年目、3年目、在留が得られるということがございます。この技能検定は2回受けられます。2回落ちたら、もう帰らないといけないということになります。（村上寅美委員「通らなきゃ」と呼ぶ）はい、そうです。

そういった制度でございまして、技能検定に合格いたしましたら、一応企業と雇用契約を結ぶと。労働関係を結ぶということになりますので、雇用という形になります。そういう形で現在受け入れていると。

○村上寅美委員 1年が研修で、2年目から合格すれば雇用。

○石貫産業人材育成課長 合格した場合に

は、労働契約を結ぶというふうな…。

○村上寅美委員 それはどこがするの。

○石貫産業人材育成課長 それは国のほうが、全て外国人につきましての手續は国のほうでやります。

○村上寅美委員 はい、もうこの辺でよからう。わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 今、外国企業との経済の交流といいますか、非常に、とにかく国際便も就航していいことだと思います。また、中小企業振興基本条例によって、非常に中小企業の方には手厚くしていただいて、大変喜んでおるところであります。

ただ、私、まだ商工会の会員でもありまして、理事でもありますので、将来のことについて少し懸念を持っていることがあります。

これは、TPPによるISDS条項なんですけれども、これで、今まで県のほうで発注、地元業者優先で発注してこられた、例えば物品調達とか、大きいものでいきますと工事発注ですね、こういうものに対して、外国企業がどんどん入ってきた場合、中小企業振興基本条例とぶつかって、これが発動できないとか、あるいは守れないとかというようなことがこれから先起こり得るんじゃないかということで、非常に懸念を持つておるんですけれども、それに対して、今県のほうで、例えばそれに対する防御であったりとか、地元業者を守るための施策などの策定、それは多分まだ先の話ですからないと思うんですけれども、少しでもそういう動きといいますか、話題に上っているとといいますか、そういう動きはあるのかどうかちょっとお尋ねしたいんですが。

○奥菌商工政策課長 TPPにつきましては、県議会の中でも、特に農業関係が非常に重大だということで、商工につきましても、どのような可能性といたしましょうか、影響が出てくるのかということで、現在情報収集の段階でございます。

何が来るのかということが、非常に幅広でございますので、現在、経済産業省と、どのような影響が来るのかということで、まずは、そういう、おっしゃったような御懸念を払拭するような形で、商工会、商工会議所も入れて、そういう説明会と申しましょうか、今のところこういう影響があるだろうというようなことをまずはやるべきだということで、今準備を1月に向けてしておるところでございます。そういった中で、我々の懸念事項というものも払拭してまいりたいというふうに思っております。済みません、現在のところ先生にお答えできる知見がございまして、申しわけございません。

○中村亮彦委員 TPPというと、農業に関して、あたかも農業だけに大打撃があるようなイメージがあるんですけども、農業一つとっても、例えば商工業であったりとか加工業、それから流通、これは運輸も含めてですけども、そういうものに関しても関連してくるわけですから、その農業だけじゃなくて他の中小企業を守る、そのような施策をぜひ進めていただきたいと思えます。

以上でございます。

○村上寅美委員 ちょっと関連だけど、改正中小企業基本条例、この前も俺ちょっと言ったかな。この問題、私と前川議員が特別に関係しとったけど、政調会長時代だけ。

これは、今委員が発言されたけど、要するに国の縦割りだから、今彼らがわからないというのは、国の権限だもんだから国からおり

てくることのみ作業しかできない。できないとかやってないわけね。だから何とかならぬかということで改正を突っ込んだら、全国6県ぐらい改正中小企業振興基本条例というのを——これは経済5団体のトップと協議をして、そしてぜひやってくれというような要望があったから、熊本県は改正したんです。

それは、やっぱり地元優先ということだけど、これについて質問だけど、どの程度効力があるかを僕は知りたいわけよね。せっかく改正したんだから、改正前と改正後は。ということは、入札制度にも基本条例というのとはうたってあるはずだから、熊本県として条例つくったんだから、だからそこまでわかるから、じゃあ成果はどうだったのかということ非常に僕ら自民党としても聞きたいわけですよ。

その辺のデータはないと、もうないとはわかつとるけん、要望。だから、以降と以前とどう変わったのか、それからどう指導しているかということの後で教えてください。それでいいです。

それから、もう1点。佐藤課長、環境問題。

有明海、八代海という委員会がありますけれども、その中の環境問題で、この前、たまたまこれは金子代議士が事務局長か座長かしたるようだけど、東京の研修に私も行ってきました、1日だけ。

それで、そういう中で、環境問題として、これも要望しないとわからぬだろうけど、どういうふうに今後取り組もうとしているのか。その辺のところを、2016年ぐらいは、熊本県として、国がまだはっきりしないとかどうとかじゃなくて、熊本県として、知事は積極的にやつとるでしょう。そういうことだから、熊本県として、こういうふうにしてやりたいというような考え方も、あなたも勉強行つとるだろうから、その辺の熊本県としての

マニュアルというか、それをぜひつくってください。

その中で、1つだけ何かしなきゃいけないのはヘドロなんですよ、ヘドロ。ヘドロをどうするかという問題が大きくあるんです、環境で。アサリがとれぬとか、ノリがとれぬとか、とれぬはずです、酸欠だから。そのヘドロをどこにどうするかというのが大きなテーマであって、これは国でないと、数百億かかると思います。

だから、その辺のところの研究も、どこにどうするじゃなくて、やっぱりヘドロ対策ということが大きなテーマだから、有明海4県のね。だから、この辺もひとつ検討してください。もう要望でよかです。何かあればどうぞ。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

私も、今ございましたように特別委員会のほうの管外視察に同行させていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。

本県でも、再生の取り組みを加速させるために、新たな体制を設けたいと実は考えております。まだ今の段階、完全に詰めたものではございませんが、庁内には、環境立県推進課を初め、農林水産部、土木部の関係課、複数課集まっていたいただきまして、再生推進チームを設置したいと考えております。

主要な課とは、もう既に協議を始めておりますが、今後具体的に詰めまして、年度内にもできるところから進めていきたいと思っております。

その下に、実は特定のテーマについてのワーキンググループを設置いたしまして、今おっしゃいましたヘドロ等について集中して検討を進めていきたいと考えております。

今後、推進チームやワーキンググループの検討に当たりましては、専門家との会議なども開催したり、先進事例を参考にしたりしま

して、県としても、できる限り研究それから対策を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○村上寅美委員 教えてください。

○氷室雄一郎副委員長 同じく課長に質問しますけれども、この繰越明許費が一番大きい部分ですけれども、これは4ページですね。2億3,000万、これは5市町村と聞いたんですけれども、5市町村だけがおくれたと考えてよか——取り残されたというか、どうなんですか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

実は、27年度事業は、9団体13施設が実施をしておりますが、24年度基金、25年度基金2種類ございまして、25年度基金につきましては、事業計画期間が27年度まででございますので、それはあらかじめ早く完了できるところに交付決定をしているという事情もございまして、それ以外の24年度基金を活用したものが28年度までの事業期間となっております。その中で事業をしているものが5市町村でございます。

その5市町村の内容を見てみますと、大体2月末以降の完了予定となっておりますので、その状況の中で、太陽光パネルですとか関連設備につきましては、通常、納期は約3カ月程度でございますが、年度末等になりますと非常に需要がふえまして、品薄になっておくれる可能性があるものですから、不測の事態に備えて、その5市町村分については繰り越しをお願いしたという事情がございまして。

○氷室雄一郎副委員長 じゃあ、今太陽光パネルたくさん設置が進んでいるんですけれども、資材とか機材が不足している部分がある

んですか。どうなの。

○佐藤環境立県推進課長 パネル等の販売メーカー等ですとか市町村に話を聞きますと、通常の納期は約3カ月程度で納品がなされているということでございますが、時期的に年末ですとか年度末が近づくにつれて、そういった不測の事態が起こり得るということ聞いております。

○氷室雄一郎副委員長 ということは、人手も足らぬということですかね。その辺は、人手じゃなくて機材の納期がおくれてくるというのは、集中しているからと考えられるんですけども、機材が不足しているとか人手が足らぬという状況じゃなかったですかね。

○佐藤環境立県推進課長 人手については、特段の情報はございませんが、そういったパネル、それから、パネルだけではなくて、パワーコンディショナーですとか、パネルを乗せる荷台ですとか、そういった製品についても非常に時間を要する場合があると聞いております。

○氷室雄一郎副委員長 はい、わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 またちょっと議案の絡みで、12ページですか、県営駐車場の関係で、指定管理者の選定の理由の中に、私も、この県営駐車場はちょこちょこ利用しております、状況はわかりますけれども、高機能な自動精算システムの導入というのが、どういったものなのか、それによって何か利用者がふえるようなシステムなのか、ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

○福島企業局次長 ここに記載しております高機能な自動精算システム、これは、ナンバーを入庫のときに読み取りまして、出庫のときに、事前精算といいますか、入り口のところで精算して、車に乗って出るときには自動であるというような形の精算システムになっております。

ついでに言いますと、この会社は、今までなかった高額紙幣による精算もできるようになっておりますし、クレジットカードとかICカードでの精算もできるようになっております。いろんなサービスを付加して県民の利用の向上に資する企業提案を行っていただいております。

○鎌田聡委員 大体イメージはわかりますけれども、じゃあそういったやつを導入することになりますと、少し、駐車場の僕が利用していますあそこは、お休みになる期間がちょっと出るんじゃないかなという心配もあるんですけども、それは、3月から4月にかけて営業は休まずにそこまで切りかえていかれるということなんですかね。

○福島企業局次長 工事につきましては、全館休止にはせずに、例えばフロアごとに改修をやったりとか、そういう工事はいたします。ただ、使えないということはございません。

○鎌田聡委員 そこはわかりました。

それと、あと1点心配なのは、そういったシステムが入ることによって、僕が利用していつもあれなのは、あそこで働いていらっしゃる方々が今度どうなるのかというのが、そこが心配ですから、ぜひその雇用対策というのもしっかりとやっていただきたいんですけれども。

○福島企業局次長 現在、業務委託というこ

とで、2名の方を雇用されております。次の指定管理者はどのような雇用をされるかというのは、現時点では確定しておりませんが、これから御議決いただければ、この指定管理者と協議してまいりますので、その段階でいろんな話をしていきたいと考えております。

○鎌田聡委員 ぜひ、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点、これちょっと鶴屋駐車場の話もありましたので、ちょっと関連して言ひますけれども、鶴屋の開店時ぐらひの休みの日は駐車場が結構並ばれるんですね、開店前。この前見たのが、県営駐車場の入り口のところもずっと並んどらすとですよ。ですから、県営駐車場の利用が、その時間帯ができなくなるケースもありますので、ぜひこれ鶴屋さんとも話してもらいたひんですけれども、並ばれるときに県営駐車場の入り口とか出口は塞がないように対応していただきたいと思ひます。わかります、言ってること……

（「そら人がおりやせんな」と呼ぶ者あり）おらんさんとですよ……（「おらん」と呼ぶ者あり）おらんで、もうずっと並んどつですよ。塞いどつですよ。（「県のほうの入り口だから」と呼ぶ者あり）県の入り口を鶴屋駐車場の待ちの車が塞いどるもんだけなんです。

そこは、ぜひちょっと鶴屋さんにそこはうまく言ってもらわないと、この分で利用がその分の収益が上がらなくなつてきますので、この際、先ほど鶴屋さんに売却の話もありましたから、その話とあわせてやっていただきたいと思ひますが。

○福島企業局次長 状況を確認しまして、しかるべき対応をしていきたいと思ひております。

○大谷男女参画・協働推進課長 その辺については、鶴屋さんからも話もあつてますし、今話をしておりますので、対応していきたいというふうには思ひております。（「させなんたい、それはびしゃつと、迷惑だから」と呼ぶ者あり）原則的には5～6人立って指導はしておるんですけども、立たない時間帯があるみたいなので、その辺について申し入れをしておきたいと思ひます。

○鎌田聡委員 お願ひしときます。

○田代国広委員長 ほかにありますか。

○西岡勝成委員 16ページの観光統計の入り込み客数の統計のとり方なんですけれども、私は、例えば天草は400万人、阿蘇は1,500万人とか、そういう数字がどこから出てくるのかなと、いつも不思議に思ひながら、統計の数字だけを信じてきているんですけども、一回聞いたことがあるんですけども、何か他県と、同じ九州の中でも統計のとり方が違ふと。だから、数字だけばつと並べられても実質は違ふことがあるというような話も聞いたんですが、この統計で統一をされるんですか。大体入り込み客数なんていうのは、一般人と観光客の入り込み客とどうやって区別するんでしょう。

○満原観光課長 今回、まず債務負担行為の設定のためのパラメータ調査でございますが、これは観光庁と共通の項目でやっております。これにつきましては、平均的なトレンドといひますか、を見るために、年4回ということで前もつて御説明いたしましたけれども、本県に訪れる方々を対象に地点を設けまして、その地点で聞き取り調査をするということで調査員が行うという形になっております。

先ほど、各県違ふという形ではないかとい

う話でございましたけれども、観光の統計というのは、確かに、例えば項目とかそういったものが少しずつ違っておりまして、各県独自にやっている部分もございます。それが、ことしの11月の20日に発表いたしました熊本県観光統計でございます。このやり方は、各地域から具体の数字を出していただいて入り込み客を出すという形をとっております。

○西岡勝成委員 他県と違う場合もあるということですか。

○満原観光課長 各調査のやり方は、詳細には実は比較しておりません。全国共通ということでは、観光庁の統計ということのやり方をやっておるんですが、各地域のとり方というのは、各県によって少しずつ特徴があるかと思えます。

○西岡勝成委員 じゃあ、その出された数字を信じるよりほかないわけですね。

○満原観光課長 正確な数字というのはなかなか出しにくいのは、お客様の答え方とかいろいろあるんですが、私どもの統計につきましては、ある程度のトレンドといいますか、流れをまず大きく把握して、それを詳細に分析していく手法をとらなければいけないかというふうに考えております。

○西岡勝成委員 宿泊者数とかはよっぽど把握できると思うんですね。ただ、この入り込み客数あたりというのは非常に曖昧模糊とした部分があると思えますので、その辺は事実に近い数字を出せるような体制づくりをしてもらわぬと、これはやっぱり観光戦略のもとになりますからですね。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○石貫産業人材育成課長 済みません、産業人材育成課でございます。

先ほど村上委員のほうから御質問がございました外国人の技能実習制度の件でございますけれども、基本的には国のほうで事務を行っております。ただ、1つだけ、技能検定と申しあげましたけれども、技能検定の試験と合格者の決定は県のほうですようになっております。済みません、そこをちょっと修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第14号から第16号まで及び第20号から第22号までについて、一括して採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

議事次第に記載のとおり、執行部から報告の申し出が8件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた

後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から資料に従い報告をお願いします。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、前回10月1日の当委員会で御報告した後の状況について御説明させていただきます。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、10月18日に県の認定審査会を開催し、24件の審査を行いました。なお、審査結果については、括弧書きになりますが、11月30日付で1件の認定処分、20件の棄却処分を行いました。残りの3件は、審査会からの答申が保留されております。

また、資料には記載しておりませんが、一昨日の12月12日に国の臨時水俣病認定審査会が開催され、11件の審査が行われました。

なお、県の認定審査会につきましても、今週の日曜日12月20日に、7月に再開後3回目となります県の認定審査会を開催することとしております。

12月1日ですが、水俣病認定基準通知の差し止め訴訟について、原告の上告について上告を棄却する、また上告審として受理しないとの最高裁の決定がありました。

これは、昨年3月に環境省が発出した総合的検討の通知に関して取り消しを求める訴訟でしたが、これにより控訴審判決が確定し、県の勝訴が確定いたしました。

次に、認定業務の状況ですが、(1)の認定申請の状況は、11月末現在で1,249件となっております。

また、(3)の認定審査の状況につきましては、直近では、先ほど御説明したとおり、10月18日に県の認定審査会を開催し、11月30日

に処分を行っております。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてですが、前回10月1日の委員会以降に新たな裁判が提起されました。

恐れ入ります。3ページをお願いいたします。この3ページ、表の真ん中になります。

10月15日に提起されました水俣病認定義務づけ等請求訴訟であります。

原告7人による公健法に基づく水俣病認定申請に係る不作為の違法確認と水俣病認定の義務づけの訴訟で、12月21日に第1回目の口頭弁論が予定されております。

水俣病審査課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

引き続きまして、報告資料4ページをお願いします。

第五次熊本県環境基本計画の素案を策定しましたので、御報告いたします。

まず、1の趣旨でございますが、現行計画の期間が今年度で終了するため、来年度から平成32年度まで5年間の新計画を策定するものです。

2の策定手続でございますが、環境基本条例で熊本県環境審議会の意見を聞くとともに、議会の議決を経て定めると規定されており、図の体制により進めているところでございます。

3の経緯及び今後の予定に記載しておりますが、先月20日に、環境審議会で、計画のあり方については妥当である旨の答申を得ています。

今後の予定としましては、本日当委員会に御報告しました後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月定例会に議案として提案させていただく予定としております。

説明資料の5ページをお願いします。

4の(1)の構成ですが、第1編では、計画

の趣旨など基本的事項について記載しており、第2編では、基本指針の環境施策の方向ごとに6つの章で構成をしております。

(2)ですが、策定の主なポイントを4つの区分ごとに表にまとめています。

まず、(1)の国の動向に伴うものですが、先般、国が温室効果ガス削減目標を決定したことなどを見据えて、県でも平成32年度に平成25年度比18%削減という目標を設定しました。また、先月、国の気候変動適応計画が閣議決定されましたが、県でも温暖化の影響による被害を最小化または回避するための適応策の項目を追加しました。

(2)ですが、関係法の改正に伴い、災害廃棄物処理の項目を追加し、また、被害が深刻な有害鳥獣の管理やアスベスト対策を強化することとしております。

(3)の新たに発生した課題に伴うものとしては、健康被害等が懸念されるPM2.5など、大気環境の監視等を強化することとしております。

(4)の新たな県の動きに伴うものとしては、熊本県地下水と土を育む農業推進条例により地下水保全策をさらに強化するとともに、水銀フリーに係る取り組みやエコアкумуляторなど地域資源を活用した環境教育の取り組みを追加しております。

また、まち・ひと・しごと創生の視点から、環境ビジネスや阿蘇の草原再生、移住定住促進に向けた水の国くまもとのアピールの項目を追加しております。

最後に、(3)の目標設定ですが、現行計画に係る数値目標の達成状況、現行計画策定後の関係法令や国、県の動向を踏まえ、成果指標を中心に30の数値目標を設定しております。

説明は以上でございますが、計画の全体像を6ページに添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。よろしく御審議お願いいたします。

○川上自然保護課長 自然保護課でございます。

報告事項の7ページをお願いいたします。

生物多様性くまもと戦略の見直しについてでございます。

なお、本戦略は、さきの環境基本計画とは異なりまして、議会での議決事項ではございません。

現行戦略は、平成23年2月に策定いたしまして、5年目に見直すことといたしております。策定後、国家戦略の見直しや新たな外来生物の侵入等状況の変化もあることから、今回見直すものでございます。

戦略の概要でございますが、期間は平成23年からの10年間でございます。

策定の趣旨でございますが、主体ごとの役割を明確にするとともに、県の関係部局での取り組みを整理し、生物多様性の保全とその恵みの享受が効果的に行われるようにするものでございまして、生物多様性基本法の国家戦略に対する地域戦略に当たるものでございます。

今回の見直しのポイントは、1つが、国家戦略を踏まえ、新たに長期目標を設定したこと、2つ目としまして、県下の情勢の変化を反映させたこと、3つ目としまして、進行管理の指標と数値目標を17項目設定したこと、4つ目としまして、コラムを作成し、配置いたしまして、戦略の理解を深めることなどでございます。

これまでの検討経過といたしまして、3回の専門家を含めた検討委員会、県庁内の2回の連携会議を行い、議論しているところでございます。

今後、今月中旬からパブリックコメントを行い、環境審議会、自然保護部会の審議を経て、3月には改定する予定でございます。また、2月には、委員会で報告をしたいというふうに思っております。

以上で生物多様性くまもと戦略の見直しについて報告を終わります。

○岡田廃棄物対策課長 資料の8ページをお願いいたします。

第4期熊本県廃棄物処理計画の策定について御報告いたします。

1の計画策定の経緯でございますが、県は、廃棄物処理法の規定に基づきまして、国が定める基本方針に即して、廃棄物処理計画を定めることとなっております。

現在の県の計画は、平成27年度までを期間といたしております、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とする計画を策定する必要があり、現在その作業を進めているところでございます。

2の計画の内容でございますが、(1)から(5)に記載いたしておりますとおり、廃棄物の発生量の推計及び処理量の見込みや廃棄物の減量、その他適正な処理に関する基本的な事項を記載することといたしております。

3の策定のポイントでございますが、新規の事項といたしましては、2つ目の丸になりますが、廃棄物処理法の改正により災害廃棄物の処理に関する事項を盛り込むとともに、3つ目の丸にあります水銀フリーくまもと宣言を実現すべく、水銀フリー社会の実現に向けた取り組みについて記載することといたしております。

4の検討経過及びスケジュールにつきましては、今月第3回目の検討委員会において審議を予定しております、来年1月にパブリックコメント、2月に環境審議会の答申を経まして、年度内に策定することといたしております。

9ページにつきましては、現在検討いたしております計画の構成と主な内容でございます。後ほど御参考いただければと思います。

説明は以上でございます。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

報告資料の10ページをお願いいたします。

第4次の熊本県男女共同参画計画の策定について御報告させていただきます。

県では、男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を目指すための指針として、平成13年度に熊本県男女共同参画計画を策定いたしまして、5年ごとに改定しながら、計画的かつ総合的に施策及び事業を展開してきております。

今回、これまでの成果と課題及び社会等の新たな動きを踏まえますとともに、国が策定を進めております第4次計画を参考といたしまして、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の第4次計画を策定するものです。

基本目標は、3のとおり「男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現」としております。

11ページをお願いいたします。

基本目標の実現のための重点目標と主要な施策をまとめております。

重点目標は、あらゆる分野における女性の活躍推進、男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革、安全・安心な暮らしの実現、推進体制の充実・連携強化の4つを掲げており、4つを相互に連携させながら進めたいと考えております。

なお、あらゆる分野における女性の活躍については、その実現のための主要施策として、意思決定過程への女性の参画拡大、地域社会における男女共同参画の推進等を挙げております。

また、男女共同参画社会の実現のための意識・社会基盤の改革については、男性の働き方の改革、子育て支援体制等の充実等、安全・安心な暮らしについては、生涯を通じた女性の健康支援、安心して暮らせる環境整備等を挙げております。

さらに、計画では、具体的な成果指標や参

考指標を数字で明確にして、計画の進捗管理を行っていきたくと考えております。

今後のスケジュールは、前ページに戻りますが、2月にパブリックコメントを実施しますとともに、3月に審議会や答申をいただき、3月末の計画策定に向けて、順次取り組みを進めていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

報告事項の資料の12ページをお願いいたします。

熊本県人権教育・啓発基本計画の第3次改定の概要につきまして御報告いたします。

まず、1番の経緯でございますけれども、人権教育・啓発に関する施策の指針として、平成16年にこの計画を策定いたしました。この計画は、3年をめぐりに一部見直しを行うこととしておりまして、今年度中の改定に向けて作業を進めております。

2番の計画の構成でございますけれども、(1)策定の意義のところに書いておりますとおり、教育・啓発の指針という位置づけでございます。具体的な取り組みにつきましては、それぞれの施策分野を所管する各部局において実施しております。

3番の見直しの概要でございますが、まず、(1)のとおり、有識者で構成します熊本県人権施策・啓発推進委員会で御意見を聞きながら進めております。

(3)の追加、修正の内容でございますが、①に記載しておりますように、全国的な情勢や法律の制定等を取り入れまして、次の13ページに続きますけれども、13ページ②に記載しておりますように、本県の新たな取り組み等について盛り込んでいるところでございます。

4番のスケジュールでございますが、人権

施策・啓発推進委員会における協議を経て改定案を作成してございまして、パブリックコメントを経て、1月ごろをめどに改定を行いたくと考えております。

以上でございます。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

経済環境常任委員会報告事項の商工観光労働部の資料をお願いします。

阿蘇採石場の終掘に向けたこれまでの取り組み状況について報告します。

資料の、まず3ページをお願いします。

A4横の写真です。

阿蘇白雲山荘の後方、1番左側の村本建設工業、その右側の島村組の2社が、現在操業中です。2社の右側の南九州砕石と阿蘇町営採石場は終掘しています。

それでは、資料の1ページをお願いします。

1の経緯ですが、発端は、島村組から採取区域を拡張したいという協議がありました。県では、阿蘇の自然景観を守る観点から、庁内のPT会議で検討し、次のとおり対応方針を決定しました。

(1)の平成24年度申請への対応については、拡張計画を認めず、拡張によらない防災対策等を検討する、(2)の終掘に向けた対応については、平成28年末までの終掘協定に基づき、2社の平成28年末の終掘に向けて取り組むことといたしました。

その下の参考に記載していますが、昭和54年に、阿蘇地域が国立公園特別地域に指定され、新たな採石はできなくなりました。しかし、既に操業中の5社は既得権が認められました。このうち2社は、県と終掘協定を締結し、平成16年度までに終掘いたしました。その後、1社が平成16年度末に自主的に終掘しましたが、今回の2社は平成14年3月に地元と終掘協定を締結し、現在に至っております。

以上のような状況のもと、平成24年7月に阿蘇で大水害が発生しました。このとき、地元には採石場の防災面の不安があることがわかりました。

そこで、地元説明会を開催するとともに、庁内PT会議で検討を重ねました。その結果、防災面から3つの課題が整理されました。

1点目は、採石場の直壁面の安全性です。

村本建設工業の現場は直壁になっておりまして、これをベンチカットしようとするれば、平成28年末の終掘に間に合わないこととなります。このため、直壁を残さざるを得ず、この安全性を確認しなければなりません。

2点目は、採石場の最上部からのベンチ形成と作業道の修景です。

これにつきましては、資料の4ページをお願いします。

資料の4ページの上の写真になります。

写真の左側の黄色で囲んだ部分が作業道になります。地元では、表土が崩れたり作業道からの水が左側の谷に流れ込んで土砂が落ちるといふ不安を持っております。

3点目は、採石場の貯水池の埋め戻しです。

下側の朱色で囲んだ部分が貯水池になります。約40万立米の大きな穴で、ここに水がたまって崩壊することを地元は大変恐れています。

これらの課題をクリアすれば、地元と終掘の合意ができることがわかり、検討に入りました。

再度資料の1ページに戻っていただきまして、2の課題への対応をお願いします。

(1)の課題1への対応は、採石場のボーリング調査や観測調査などを行った結果、かたい岩盤が入っており、直壁面の安全性は確認できました。

(2)の課題2への対応は、採石業者への指導を強化し、採石の認可期間を4カ月に短縮

し、さらに週1回の現地指導を行っております。

2ページをお願いします。

(3)の課題3への対応は、関係部局で終掘時の防災対策案を策定しました。

ポイントは3つです。

貯水池は全て埋め戻し、貯水池の外に排水路を設置し、下流河川に雨水を流下させる。埋め戻し、排水路整備の事業主体は、県及び阿蘇市としました。この対応方針に基づきまして、地元車埴区、採石業者、阿蘇市と平成28年12月末の終掘について合意いたしました。

防災対策事業の詳細につきましては、再度先ほどの4ページをお願いいたします。

下段が終掘に向けた工程表です。

平成28年の赤い点線は、終掘予定の平成28年12月です。平成27年度は、防災対策工事の詳細設計と水田部分の排水路工事、平成28年度は、林地内の排水路工事を行います。終掘後の平成29年度以降に貯水池の埋め戻しを実施します。市道の側溝については、阿蘇市が平成29年度以降着手する予定です。

再度資料の2ページのほうに戻っていただきまして、3の平成27年度の取り組み状況です。

(1)の課題2への対応は、引き続き採石業者への指導強化を行っております。

(2)の課題3への対応は、防災対策工事の詳細設計委託と水田部分の排水路工事の実施です。詳細設計は、ほぼ完成しております。水田部分の排水路工事は、阿蘇地域振興局から発注し着手する予定です。ここが先ほど繰越明許費で挙げた部分です。

(3)の地元地区説明会では、終掘に向けた諸課題について協議を行うとともに、採石場の合同パトロールを実施しています。

(4)の阿蘇採石問題検討PT会議は、対応方針を検討、決定しています。

産業支援課は以上です。よろしくお願

ます。

○福島企業局次長 企業局でございます。

経済環境常任委員会報告事項企業局分をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

荒瀬ダム撤去に関する取り組みの状況について御報告いたします。

まず、1、ダム撤去工事の進捗状況について御報告いたします。

上段の図をごらんください。

この図は上流から見た図になっております。本年度は、①から③について撤去する計画としております。

既に①の水位低下ゲートを4月に、②の管理橋を10月に撤去しております。

また、③の門柱の撤去につきましては、早期実施を目指して、現在準備を進めているところでございます。

中段の写真は12月2日の状況でございます。

次に、2の今後の工事内容について御説明いたします。

まず、門柱5基の撤去手順について御説明いたします。

下段の図をごらんください。

門柱につきましては、倒壊発破を行い撤去する計画でございます。平成25年度にも行いましたが、木を切り倒すときのように門柱の根元を発破により倒壊させます。そして、倒した後、さらに小割りにする発破を行い撤去いたします。図に示す順番に倒す予定でございます。

2ページをごらんください。

上段の写真が平成25年度の状況です。今回もこのように倒壊させる予定でございます。

次に、発破の実施と交通どめについて御説明いたします。

発破作業を実施する時間は、国道の交通量及び火薬装填などの準備時間を考慮し、14時

30分から14時40分の間に行う予定でございます。また、発破の回数は1日1回、合計で約20回を予定しております。

発破に伴う交通どめにつきましては、前回は県道のみ交通どめございましたけれども、今年度は発破位置が国道寄りになることから国道も通行どめが必要となり、国道、県道同時に通行どめを行います。規制区間としましては、道路の見通しなどを考えまして、ダムの上下流それぞれ600メートルとしており、規制時間は14時30分から10分間となります。

下段の写真は、倒壊発破後のイメージでございます。

倒壊発破が完了すれば、管理橋及び門柱の撤去が終わり、このような状況になる予定でございます。

今後も、引き続き安全や環境に十分に配慮して、撤去工事を確実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

○村上寅美委員 環境の佐藤君だけど、部長は誰かな、田代部長。

本会議でイノシシと鹿の問題、これは誰が質問したかな。私はちょっとやじったけど。3億の予算を2億に落とすと、予算を。その説明理由は、あのとき答弁したのは誰だった。

○田代環境生活部長 私が答弁いたしましたのは、イノシシの県全体での被害額、農作物被害額が、年度は言いませんでしたけれども、平成22年ぐらいまでは4億ぐらいの被害があったのが、ここ数年は3億ぐらいに減っているけれども、依然として被害額が高どま

りしているということを答弁したのは私でございます。

○村上寅美委員 予算措置じゃないんだね。

○田代環境生活部長 はい。

○村上寅美委員 あのね、イノシシも鹿も年に2回ぐらい子持つてったい。とってもとって減りゃせんわけたい。これはね、本会議でも何人も言ったように。だから、これは振興局通じてでももう一遍アンケートをとってね、現状はどうかということ把握した上で、やっぱりもうちょっと対策をしないと、農作物がもう——そして、あつどもよかつしか食わんもんね。俺は金峰山しか知らぬけど、よかミカンしか食わんとたい。本当、不思議。だから、農家が悲鳴上げよるもん。これは、人吉・球磨はもっとひどいと思うたいね、農業あたり。だけん、これはどうかしなきゃいかんから、この内容的に強化するというだけの文言になつとるから、ちょっと内容を聞きたいんだけどね。来年度、この政策について。

○川上自然保護課長 イノシシ、鹿でございますけれども、先ほども部長がお答えしましたように、被害額全体は減っております、県全体としては。ただし、これについては地域差がございます。村上委員のおられます熊本地域なんかは、被害額は23年ごろがイノシシの被害6,800万ぐらいで最大でございます、それでも26年時で5,700万と被害額は余り減っておりません。

この間、かなり防護柵等をやったにもかかわらず余り減ってないということで、イノシシの数自体、この数の把握というのは非常に難しいんですけれども、数自体余り減ってないということも予想されます。県全体としては、防護柵の効果もありまして、被害額自体

は減ってきているんですけれども、そういうところはございます。

県といたしましても、対策につきましては関係課が十分連絡をとりまして、イノシシ、鹿の駆除、それから柵等の被害対策、それから駆除等でとりました肉の利用とか、そこも含めて総合的にやるようにいたしております。

○村上寅美委員 それで、イノシシの肉まではよかばってん、肉のほうは俺は関係せんばってん、要するに適正数量がどうなのかというマニュアルをつくって、それに対して計画的に減すというような政策をとってもらいたいと思うんだよ。

それはね、防護柵とかなんとか言うけどね、俺が防護柵したなら隣の坂田のところのを食うわけたい。この防護柵の問題も俺は問題だと思う。だから、そこに助成して防護柵をつくるでしょう。つくったところはいいけど、隣さん行くとだけん。これは、だから抜本的な根拠をやっぱり是正しなきゃいかぬと思うよ。

だから、それをぜひ、何カ年計画かでもいいけど、とにかくとったぐらいじゃなくて、倍々にふえてきよつとだけん。町に出よるでしょうが。君テレビ見よるからわかるだろう、全国的に。ましてや農業県熊本だから、やっぱりこの辺は、本当に部長、本当にあれやってくれぬとたい、農業被害が大きい。

だから、ぜひ適正数量というのを設定して、そして、この辺も緩和して許可やれよ。ほんなこて。そうにや厳しかつだもん。少しは緩和しとるごたるね。その辺も検討してください。これも来年度ぐらいまでマニュアルできたら教えてください。

以上です。

○田代国広委員長 農水と連携してしっかりやってください。ほかにありませんか。

○松村秀逸委員 村上先生と関連なんですけれども、今防護柵のお話が出たんですけれども、現実には、私は西里のほうですけれども、防護柵した後に、もう最初は防護柵で防御できるんですけれども、その後下を潜って、もう防護柵が効き目が無いということで、地元の方々は大変困ってらっしゃる。

河内はミカンでしょうけれども、稲作も、ごろんごろん寝て、あと取り入れができないということで大変困っておられるということですので、ぜひ、西里のほうにも大分出てきておりますので、近いうちに町なかに来る可能性がありますから、ぜひよろしく願います。西里小学校あたりもどんどん出てきております。

○川上自然保護課長 防護柵につきましてでございますけれども、イノシシの場合は電気柵、電柵を張っております。この張り方についても、地上から30センチのところにきちんと張らないと、なかなか——イノシシの鼻に当たって、その鼻に電気が流れてイノシシが逃げていくというような仕組みでございますので、背中に当たっても全然きかないというようなところがございます。そういう電気柵の張り方とか、それから管理も必要でございますので、草刈り等をやっていないと、なかなか効かないというのがございます。

農業のほうの指導では、地域が一体となって、その地域からイノシシを遠ざけると、餌をなくすというようなことが一番対策としては効果があるというようなことも言っておりますので、そういうところで対策していただければありがたいかというふうに思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 違うものですが、第五次環

境計画だとか、第4期それぞれ男女共同とか、今度の計画の概要についてありましたが、これでいいでしょうか、それまでの計画の進捗度合いだとか、いろんなことを総括して、それを公表といいますか、知らしめて、ここはこう足りなかったから今度の計画においてはここをこうするんだと、新たなそういう政策課題が出てきたからこうするんだと、まずそういう総括が必要じゃないですかね。

全然それを——今度やられるのか、また2月議会でもやられるのか、その上でそうしていかないと、本当に立派な計画はつくられる、計画は。計画に到達する努力が一番大事ですもんね。その結果を踏まえてですから、やっぱりそうじゃないと進歩がないと思うんですよ。計画倒れまでは言いませんけれども、立派な計画を書いてある、内容はいいと思いますが、やっぱりそれをみんなに知らしめて、ここはこう足りないんだというようなことが大事ではなかろうかなと、こう思いますから、ぜひ、そんなことをやっていただきたいと、こう思います。

これは、委員長に、要望といいますか、申し入れしときましようかね。全部かかわるけん。

○田代環境生活部長 それでは、まとめて決意表明といいますか、計画の中では、今進行中の施策もあるものですから、今データをそろえながらやっております。当然、計画の頭のところといいますか、前半で、現状と課題、どこまで進んでどこができぬだった、廃棄物の計画もそうです、男女もそうです、環境基本計画自体もそうですけれども、そういう課題をきちっと押さえて仕上げをしていきたいと思っております。

きょうの説明は、ちょっと前向きのところの新しい動きのところを中心でしゃべりましたけれども、実際の本体のほうでは、きちっとその課題を、データ、数字も含めて分析

をして、そしてきちっとしたものにしていき
たいというふうに思います。

ありがとうございます。

○坂田孝志委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 水俣病対策の状況を御報告い
ただきましたけれども、今の認定申請の状況
ですね。1,249ということで、またふえてま
すよね。前月から大体1カ月でどのくらいふ
えたんですかね。

○藤本水俣病審査課長 大体、ことしの11月
末ですけれども、平均すると40人弱ぐらい月
平均でふえているということになっておりま
す。

○鎌田聡委員 その傾向は多分変わらず来て
ると思うんですけれども、あれだけ特措法で
救済策を講じてやったとしても、今でもそう
いう状況でありますので、ちょっと中身を、
中身という失礼ですけれども、状況的にど
うなのか。その特措法で認められなかった人
も申請されてるんですかね。そういう状況も
あるんですか。

○藤本水俣病審査課長 細かい申請者の中身
につきましては、私どもも、認定申請書自体
に余り細かいことも書いてありませんので、
実際には個々に疫学調査に行きまして、個々
の状況は確認するわけですけれども、その中
で聞き取れる分がありましたら聞き取って
いくこととなりますけれども、ざくつと言
うと、鎌田委員言われたように、特措法に非該
当になられた方が申請されているという実態
はかなりあるというふうに私どもは考えてお
ります。

○鎌田聡委員 あとは、年齢とか、地域と
か、やっぱりその辺がどうなのかというの
が、何かその辺は出せないんですかね。これ
やっぱりやっていかないと、本当に特措法で
十分だったのかというところのまた議論にも
出てきますので、傾向として、大体幾つぐら
いの方とか、どの辺の地域の方が認定申請さ
れているとか、その辺はわからないんです
か。

○藤本水俣病審査課長 年齢的には、特に特
徴があるということではありませんで、50代
から80代ぐらいまでほぼ分散しているとい
うのが実態です。

それから、地域的には、今回特措法が終わ
ってから認定申請がふえてきているわけ
ですけれども、特徴的なのは、これも余り細かい
ところまでは正確に把握できておりません
けれども、これまで、水俣病の認定申請とい
うのは、水俣・芦北地域が専ら居住地の方が多
いということではありましたけれども、居住
地といいますか、昭和30年、40年の前半ま
で、いわゆる汚染されていた時期に水俣・芦
北地域に居住されていた方というのが多かつ
たわけですけれども、特措法以降の申請者に
つきましては、天草地域の認定申請者、天草
下島、それから上島が、半分以上はそういう
方々がということになっております。

○鎌田聡委員 そういったふうにちょっと地
域的にいろいろ新たに出てきているとい
うのがちょっとどうなのかなというふう
に思いますけれども、やっぱりその辺も少し分析も
しながら、今後の対策、なかなか新しい対策と
いうのは厳しいかもしれませんが、そ
ういったものに生かしていただきたいとい
うことと、あと、先ほど、国の臨水審
ですか、12月18日に11件とありま
したけれども、これは、大体県では20
数件やっているんですけれども、11
件しかできないんですか。国の希望

しているのは29件ですから、これは何か一気にできなかったのかなとも思うんですけども、それは難しいんですかね、数的に。

○藤本水俣病審査課長 認定申請された後の対応としまして、もう御存じだと思いますけれども、疫学調査をして検診を済ませないと審査ができないという状況でありますので、申請された時期にもよりますので、個々の申請者の状況によってなかなか異なりますので、なかなか一気に進まないというのが実態だと思います。

それと、認定申請者の状況についても、今お話がありましたけれども、我々としては、公健法に基づく認定審査ということで、疫学調査、そして検診、審査という手順は決まっておりますので、知事も常々公健法は閉じないというふうに申しておりますので、我々としては、どのような申請者が来られても丁寧かつ速やかに認定審査を進めていくということでやっていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 多分国の臨水審に希望してない方は、国の臨水審は受けられないということだったと思うんですけども、国もそういった臨時でつくっていますから、できれば多くの方を早く審査していくと、救済していくということであるならば、国、県で何かダブルでどんどんやっていけないのかなというふうな思いもありますので、その辺はやっぱりできないんですか。

○藤本水俣病審査課長 国も県も精いっぱいやるということではもう一致しております。ただ、どうしても審査に持っていくまでに、先ほど言いましたように、疫学調査、それから検診も6項目ほど受けていただかないといけませんので、かつ私どもが一方向的に検診などの期日を指定して来ていただくというわけ

ではなくて、申請者の方々と日程調整もしながら都合に合わせてやっていくというスタイルもっておりますので、姿勢としては一生懸命速やかにやろうという姿勢で頑張りたいというふうに思っております。ただ、実績についても、審査会、国も県も再開したばかりですので、これから実績も見ながら、より体制が強化できるように検討していきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 多分申請されている方は御高齢の方がかなり多いと思いますので、できるだけ早くそういった審査ができるような対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松村秀逸委員 2点お尋ねします。

まず1つ、この新しい計画案の中で、新規取り組みで温暖化に対する適応策の推進ということで、今後どういうふうやり方を考えていらっしゃるのかということと、もう一つは、地下水保全、地下水というのは非常にやっぱり将来的に心配でございます。これ、農業を通じた地下水保全対策ということで考えてられるようですが、どういう方法でお考えなのかというのをお尋ねしたいと思います。

○佐藤環境立県推進課長 まず、適応策でございます。

まず、適応策とはということですが、現在の地球温暖化対策は、温室効果ガス削減を中心に取り組んできたところでございますが、実は各地で非常に大気や海洋の温度、海面の水位上昇等が観測されたとの報告がされております。

このような気候変動による影響に対して、被害を最小化するという対策をとっていかう

という考え方でございますが、環境省が行った温暖化影響や適応策に関する検討では、特に気候、地形等によって、その影響の度合いが異なると示されておりますが、九州では、特に、台風の増加に伴う高潮浸水被害ですとか熱中症リスクの増加などが、他の地域と比較すると大きな影響が出ると想定をされているということでございます。

このようなことを念頭に、災害予測ですとか、防災強化、それから熱中症、感染症等の健康リスク対策、暑さに強い農作物の開発ですとか高水温耐性のノリの品種の提供などに取り組んでいくということで、分野別に検討しているところでございます。

これまでも行ってきた取り組みもございますが、広い分野において適応策という考え方を取り入れまして、データ収集ですとか関係者間での情報共有などを行っていきたくと考えております。

そのためにも、例えば各分野で事業計画をつくる際には、そういった科学的知見や地域特性を踏まえた適応の視点を加えていくなど、そういった工夫をしながら取り組みをしていきたいと考えております。

それから、地下水の保全対策についてでございます。

地下水につきましては、その保全対策については、まずは涵養と節水という2点から取り組みをしているところでございますが、涵養につきましては、涵養対策に取り組むとともに、節水につきましては、県民の方の御理解、地下水は公共水であるという認識を持っていただくために、啓発等に力を入れていきたいと考えております。

○松村秀逸委員 涵養について、特に農地向けに——この間もちよっと私言ったかと思いますが、熊本市においては、住宅用等には地下水を浸透ますをするための補助金があるんですが、できますなら、農業問題とこの地下

水というのは、やっぱり大きく影響すると思うんです。特に、開田をよくされているところは地下水を吸い上げていらっしゃると思いますので、地下水を将来的には非常に私は心配しております。

そういう意味では、今ハウス栽培が非常に多い関係で、もともと田畑が相当吸収しよった部分が外に流れ出ると。それをできれば田畑に補助金を出していただくような形でないと無理をするかと思いますが、例えば耐候性ハウスをされるときにセットで補助金を出す、そして地下水浸透ますも一緒につくっていただくというような形で、できるだけ田畑からの雨水の外に出る部分を防いでいただくことによって地下水保全対策と、それと、それが結果として水害にもなっているんですね。道路が非常に傷んでおるということで、そこら辺の対策を考えていただかないかなというふうに私思いますが、よろしくお願ひします。

○佐藤環境立県推進課長 今おっしゃいましたビニールハウス向けの雨水浸透ますにつきましては、実は熊本市が今一部補助金を実施しているところでございますが、熊本地域のそういった取り組みが広がるように、熊本地域の地下水会議等を通じて、他の市町村についても呼びかけをしていきたいと考えております。

それから、白川中流域の田んぼは非常に地下水に向けて浸透しやすい地層でございますので、特に熊本地域のそういった田んぼの浸透性を利用いたしまして、例えば稲作が終わった後の冬期の湛水事業ですとか、そういった取り組みについても積極的に進めたいと考えております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ほかにその他で何かございませんか。

○西岡勝成委員 クルーズ船のことについて、観光課にお尋ねしたいんですが、坂田先生がいらっしゃいますけれども、非常に年々倍々ゲーム以上にふえてきている。そしてまた、そういう要望もあっているということですが、八代港は貨物もあるので、受け入れ体制というのは限度があると思うんですが、今どういう状況になっているんですかね。要望というか寄港したいという。

○寺野企業立地課長 実際、港湾課のほうで、要望が来年も30とかいっぱい来てまして、おっしゃったように貨物港でございますので、石炭、粉物、貨物がどれだけ入るか、これを押さえながら、あいている日に岸壁調整をやることで手続を進めているところでございます。

今回、知事答弁で、50回、60回の話がありましたけれども、できればそういう方向で何かうまく調整して、なるだけ受け入れて活性化ができないかということで今調整をやっているように聞いております。

○西岡勝成委員 人様の施設でこういう話をするのは怒られるかもしれぬ。

九電の苓北火電のバースは、県内でも一番深い水深を持っているバースがあって、苓北の町長さんに聞いたら、1バースあいてると。1週間に1回ぐらい石炭を持ってきているということでございますけれども、あそこに仮に8時間でも10時間でも来てくれて、天草の観光、温泉もあるし、陶磁器もあるし、イルカもあるし、8時間ぐらいならゆっくり、爆買い用の施設も結構本渡にはあるんですね。

そういうことを考えると、来年が天草のビッグイヤーですよ、世界遺産のことも含めて。県として、そういうアプローチを彼らに

したことがあるのかな。

○寺野企業立地課長 苓北港は、深さ13メートルほどありまして、バース長は235メートル。今八代にきているやつは、結構250メートル以上ありまして、まずこの長さが足りないという問題があります。

それと、苓北港につきましては、九電さんの持ち物でございますので、非常にセキュリティー部分について御懸念があるという話を九電さんからお伺いしております。

○西岡勝成委員 セキュリティーは、原発ならともかく火力発電所ですから、それは我々が考える以上にセキュリティーの問題はあるかもしれないけれども、バースに船つけて、八代港を見てもそんなに何か施設があるわけじゃないし、そのままバスに乗り込むだけですよね。そうすると、そんなに施設が要るわけじゃないし、これは正式にトップで知事なりそういうものにアプローチを試みる価値は私はあるんじゃないかと思っておりますので、九電さんの持ち物を勝手に我々があれするのはどうかと思っておりますけれども、ただお願いをして、それはもう非常にインパクトがあると思えますよ。

八代港が、そういうことで貨物のこともあるし、受け入れが困難であれば、ぜひそういうものを天草の観光振興に——これはもう本当にインパクトがあると思うんですよ。陶磁器はあるし、世界遺産はあるし、温泉あるし、全てそろってますから、ぜひその辺は一回アプローチをしていただいて、今規制緩和とかいろいろあると思うんですけれども、していただきたいと思えます。

○寺野企業立地課長 再度、もう一度九電さんとお話をさせていただきたいと思えます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 八代から天草にやるあれもあるけんな、検討してもらいたい。

○西岡勝成委員 そうですね。小舟で。

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に配付しております。

次回の委員会については、来年の1月26日火曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第5回経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長